

# ヤミ金融の特徴

- ①出資法の上限金利（年29.2%：平成15年3月現在）を超える超高金利で貸し付ける。
- ②無登録業者だけでなく、登録業者（特に東京都（1）の業者）も数多くある。
- ③多重債務者にダイレクトメール等で直接勧誘してくる業者や、電信柱やガードレール等に貼ったポスターで勧誘する業者もある。
- ④「審査済」や「即融資・即日融資」を謳い文句に、借りやすさを強調している。
- ⑤1週間または10日ごとに返済を要求してくることが多い。
- ⑥1回でも支払いが遅れると、本人だけでなく職場や家族・親類に、場合によっては近所にまで取り立ての電話をかけてくる。
- ⑦返済日前になると、他の業者から融資の勧誘がたり、勝手にお金が預金口座に振り込まれてきて（押し貸し）、借り入れを増やすことになることが多い。

# ヤミ金融は犯罪です

年29.2%を超えて利息を取る貸し付けは、出資法違反であり、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらが併科される犯罪行為です。

また、無登録で貸金業を営む行為は貸金業規制法に違反しています。

そして借り手本人及び家族等に脅迫的に返済をせまる行為は、刑法の恐喝罪に、支払義務のない家族や親類等に返済をせまる行為は強要罪に該当する犯罪行為です。

# このようなヤミ金融が暗躍しています

## 短期業者

- サラ金からの借り入れが多い人や、自己破産・免責を受けた人にダイレクトメール等で勧誘してきます。
- 2万円～3万円の小口融資を銀行振込で行いますが、1週間や10日ごとに利息や元本の返済を求めてきます。
- 返済日が近づくと、他の業者からのダイレクトメールや携帯電話等で、新たな融資の勧説がきます。
- 「03」（東京都23区内）で始まる電話番号の業者が多いようです。無登録業者もありますが、その多くは登録業者 のようです。

## 090金融

- 「090」（携帯電話）で始まる電話番号の業者で、全て無登録業者です。
- 貸し付け内容は、短期業者と同様です。
- 違法行為を認識していて、貸し付けを行っていますが、所在がつかみにくいことを悪用して、暴力的で執拗な取立て行為を行います。



## 家具・車リース

- 借り入れを申し込んだ人の所有する家具や車を買い取り、それを申込人に、高額のリース契約で貸す形を仮装して、融資を行います。



## チケット金融

- 高速道路の回数券等の金券の売買を仮装して、高額の利息を取り、融資を行います。



## システム金融

- 資金難に陥っている中小零細事業者に融資勧説を行い、小切手や手形を担保として、出資法違反の超高金利で融資を行います。



## 年金担保金融

- 年金証書、銀行預金通帳、キャッシュカード、銀行印などをお年寄りから取り上げます。取り上げた通帳・キャッシュカードで業者が年金を引き出して返済にあてます。このような形での融資は違法です。



これ以外にも手口が多様化・巧妙化しています。被害にあわないためにも安易な借り入れはやめましょう。